

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第24号）

- 件 名 公立の小学校、中学校における不登校の状況等に関する調査票（平成18年度分）  
に係る非開示決定に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年10月29日
- 実施機関の決定日 平成19年11月5日
- 実施機関（担当課） 教育委員会（小中学校課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）
- 異議申立て年月日 平成20年1月4日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、学校名及び学校名が特定できる項目並びに不登校児童生徒のプライバシーとして保護される部分を除くその他の部分の開示を求める。
- 質問年月日 平成20年2月1日
- 答申年月日 平成21年3月30日
- 争点 実施機関が、条例第7条第2号を理由に本件対象公文書を非開示とした決定の妥当性

### ○ 審査会の判断

#### ＜結論＞

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

#### ＜理由＞

##### 1 本件の検討の前提について

本件開示請求に係る対象公文書と同一の文書が、他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができると判断した部分を除き、異議申立人に既に開示され、公になっていることから、それを前提に検討する。

なお、審査会において、既開示文書（平成19年8月27日付けであった異議申立人からの開示請求に対する平成19年9月10日付け小第442号による部分開示決定処分（以下「前回処分」という。）により異議申立人に開示した文書をいう。以下同じ。）の提示を受けて実施機関に確認したところ、既開示文書に係る部分開示決定は、「面談の上把握しようと努めた異議申立人の請求内容、趣旨等」とともに、さらに「異議申立人が富山市教育委員会から本件調査票の部分開示を受けていた事実」を考慮し、実施機関が判断したものであった。審査会において、富山市教育委員会が本件調査票について行った部分開示の方法を確認したところ、審査会としては、実施機関の判断は是認できるものであることを付言しておく。

##### 2 本件調査票の非開示情報該当性について

###### （1）条例第7条第2号該当性について

開示する部分を指定した本件開示請求においては、異議申立人が指定する部分を実施機関が開示すると、既に公にされている既開示文書及び富山市教育委員会から開示を受けた文書と照合す

ることにより、既開示文書において他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができると判断して非開示とされた情報が明らかとなることにより、少なくとも不登校児童生徒等が在籍する学校の教職員、他の児童生徒及びその保護者、さらには近隣住民等においては、不登校児童生徒等を識別することができることとなり、当該児童生徒等の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件調査票の記載内容のうち、前回処分により異議申立人に開示された部分以外の部分は、不登校児童生徒等を識別することができることとなる記述等の部分又は不登校児童生徒等の権利利益を害するおそれがある部分と認められる。

また、このような本件調査票の記載内容は、条例第7条第2号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないと判断されることから、条例第7条第2号の非開示情報であると認められる。

## (2) 条例第8条に基づく部分開示について

本件調査票の記載内容は、上記（1）のとおり、前回処分により異議申立人に開示された部分以外の部分は、不登校児童生徒等を識別することができることとなる記述等の部分又は不登校児童生徒等の権利利益を害するおそれがある部分であることから、いずれの部分も部分開示できず、そのすべてを非開示とすることが相当である。

## ○富山県情報公開条例（抄）

### （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) (略)

### （部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができる。